

## 花・コンサート運営委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 高津区役所や橘出張所のイメージアップを図る。

2 地域に芽生えた音楽を通して、区民がゆとりとやすらぎを享受する。

3 音楽にふれることで、高津区に暮らすことの喜びを持ってもらう。

4 区民同士の出会いと交流を促進し、高津の音楽文化を発展させる。

以上の目的を達成するために、花・コンサートを開催する。そして、その開催のため、花・コンサート運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (運営委員会の役割)

第2条 運営委員会は、花・コンサートの企画調整及び運営を行う。

### (運営委員会の組織)

第3条 運営委員会は、運営に積極的に携わる市民で構成する。

### (運営委員会の役員)

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

会計監査 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、運営委員会を代表して会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 会計は、運営委員会の会計を処理する。

6 会計監査は、運営委員会の会計を監査する。

7 各委員は、花・コンサート出演団体と運営委員会との連絡や橋渡し等をする。

8 各委員は、他市、他区のロビーコンサート等に関する情報を収集し、企画案を作成し運営委員会に提案する。

( 役員の任期 )

第5条 役員の任期は、原則として1年とし、3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

( 運営委員会の招集 )

第6条 運営委員会は委員長が招集し、会議の座長は委員長があたる。

( 事務局 )

第7条 運営委員会に事務局を置き、高津区役所区民協働推進部地域振興課が担当する。

2 運営委員会の事務局長は、地域振興課長をもって充てる。

( その他 )

第8条 この要綱で定めるものの他、必要な事項は、運営委員会の協議により決定する。

附 則

この要綱は、平成16年11月30日から施行する。